



発行 新潟県
号外 1
 平成28年9月6日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

人事委員会公告

平成28年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施（人事委員会事務局総務課）

人事委員会公告

平成28年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）を行う。

平成28年9月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	4人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可や予算・経理・庶務等の様々な行政事務に従事する。
福祉行政	3人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事する。
総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
林業	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や森林の保全等の業務に従事する。
農業	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事する。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業の施策の企画立案や試験研究等の業務に従事する。
機械	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、県有施設の機械設備工事の計画・設計・施工監理等の業務に従事する。
環境	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事する。
電気	1人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 昭和32年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（平成28年8月31日現在）

試験職種	職務経験等
一般行政	新潟県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上有する人
	次のいずれにも該当する人

福祉行政	・社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)を履修して卒業した人 ・新潟県外に本部を置く児童福祉施設、障害者支援施設等※1において、指導、相談支援に関する職務経験を5年以上有する人
総合土木	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、道路・橋りょう、河川・海岸・ダム、地すべり・砂防、かんがい排水、ほ場整備等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人
林業	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人※2
農業	新潟県外に本社を置く農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援、又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を5年以上有する人※2
水産	新潟県外に本社を置く水産業、食品、製薬関係の民間企業等において、漁業者等に対する生産・加工・販売関連の指導支援、又は水産に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を5年以上有する人※2
機械	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、建築設備、工場等のプラント、下水道施設等の機械分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人
環境	新潟県外に本社を置く工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を5年以上有する人
電気	新潟県外に本社を置く民間企業等において、電気・通信設備関係等についての計画・設計・積算・品質管理・施工監理・維持管理等に関する職務経験を5年以上有する人

※1 福祉行政の職務経験について、「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、社会福祉士及び介護福祉士法第7条の厚生労働省令で定める以下の施設が該当する。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健法の規定により設置される保健所 2 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設 3 医療法に規定する病院及び診療所 4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター 6 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設 7 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 8 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所 10 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター 12 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※2 林業、農業及び水産については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

＜職務経験について(全職種共通)＞

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一

の職歴に限る。

③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

公務員として必要な一般的な知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、教養試験（択一式）を行うとともに課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論文試験を行う。ただし、論文試験は、一般行政については第3次試験として、一般行政以外については第2次試験として評価する。また、事前に提出された書類（職務経歴書及び自己PR書）により、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日：平成28年10月16日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：新潟大学五十嵐キャンパス人文社会科学系棟（新潟市西区五十嵐2の町8050番地）

試験場（東京会場）：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

(3) 合格者の発表

平成28年11月4日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験及び適性検査を行う。ただし、一般行政については、適性検査は第3次試験の参考とする。

(2) 試験日及び試験場

一般行政については、平成28年11月12日（土）及び11月13日（日）（予定）のうち指定する日、一般行政以外については、平成28年11月26日（土）及び11月27日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

一般行政については、平成28年11月24日（木）午後1時（予定）、一般行政以外については、平成28年12月16日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

一般行政のみ、第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成28年12月3日（土）及び12月4日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

平成28年12月16日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

6 資格調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査する。

7 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点※	正答率3割5分以上（基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	記述試験	300点	120点以上（教養試験の点数が基準に達しない場合は、採点されない。）
第2次試験	面接試験	130点	一般行政：70点以上 一般行政以外：90点以上
	論文試験	20点	11点以上（一般行政については、第3次試験として評価する。）
第3次試験（一般行政のみ）	面接試験	130点	90点以上

※ 教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0点～100点に分布する。

◎教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：教養試験の平均得点

C：教養試験の標準偏差

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として平成29年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

9 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

- ア 新潟県職員採用案内ホームページから電子申請を行う。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。また、別途自己PR書の提出も必要である。自己PR書は、所定の様式に必要事項を記入し、人事委員会事務局総務課任用係まで、簡易書留等で郵送又は持参すること。
- イ 受験申込書、職務経歴書及び自己PR書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に郵送するか、直接持参すること。郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）受験」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。

(3) 受付期間

- ・ 電子申請、郵送、持参いずれも平成28年9月6日（火）から9月27日（火）まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、9月27日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・ 郵送の場合、9月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・ 持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日については持参の受付を行わない。